

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について

〔平成24年3月28日 23林整計第354号
林野庁計画課長から各都道府県林務担当部長あて
最終改正
〔令和4年12月20日 4林整計第508号〕

森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用については、「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）によるほか、下記事項に留意の上、円滑かつ適切に運用されるよう御配慮をお願いする。

なお、「造林未済地現況調査について」（平成15年5月8日付け15林整計第12号林野庁計画課長通知）、「伐採跡地の適確な更新を確保するための行動計画の作成等について」（平成16年7月28日付け16林整計第196号林野庁計画課長・整備課長通知）、「森林計画制度及び保安林制度の適正な運用について」（平成19年9月14日付け19林整計第127号林野庁計画課長・治山課長通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用について」（平成22年5月20日付け22林整計第45号林野庁計画課長・治山課長通知）は廃止する。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用

- (1) 市町村が伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）の審査を行う際には、林地台帳や森林簿等自ら把握している情報のほか、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第9条第3項の規定により届出書に添付する書類等を活用し、届出書を提出した者が森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の7に規定する森林所有者等であること、伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に定める施業の方法に適合していること等について確認を行うとともに、地域森林計画書、森林簿等により、伐採及び伐採後の造林の届出の対象森林の区域が法令により施業の制限を受けているか否かについて確認を行うものとする。

なお、森林簿の作成と保安林の指定、解除などはその時期が必ずしも一致しないため、森林簿の内容が最新のものではないことも想定されることから、日頃より関係行政機関間の密接な連携に努めるとともに、無届伐採、無許可伐採などの違法行為が行われることのないよう、森林所有者等に対し、伐採及び伐採後の造林の届出制度や保安林制度等の周知・徹底を図るものとする。

- (2) 規則第9条第3項及び第4項の規定により届出書に添付する書類の取扱いは次のとおりとする。
- ア 規則第9条第3項第1号に規定する「森林の位置図及び区域図」については、森林の区域図により森林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができるものとする。なお、森林の区域図について、区域の実測は要しない。
- イ 規則第9条第3項第2号に規定する書類については、伐採をする者と伐採後の造林をする者が連名で届出書を提出する場合には、それぞれの者が添付するものとする。
- ウ 規則第9条第3項第3号に規定する書類が添付された場合において、当該処分に係る申請の状況が申請中又は申請前のときには、届出書の伐採の期間の欄に「許認可のあった日

以後」と記載するよう指導するものとする。

- エ 市町村は、規則第9条第3項第3号に規定する書類が添付されない場合において、森林簿の「森林の種類」を参照するほか、必要に応じて他の行政庁から届出対象の森林の法規制の情報を入手し、伐採に関し他の行政庁の処分が必要なときには、届出書を提出した者に対して、必要な手続を行うよう指導するものとする。
- オ 規則第9条第3項第4号に規定する書類により確認できる森林の土地の所有者情報と、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者が異なる場合には、森林の土地の所有者が変更となった経緯が分かる資料の提出を求め、現在の森林の土地の所有者を確認するものとする。
- カ 届出書を提出した者と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者が同一の者である場合には、規則第9条第3項第4号に規定する書類として「森林法施行規則第9条第3項第4号に規定する書類は〇〇〇〇（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書）のとおり」と記載したものを添付させることができるものとする。
- キ 規則第9条第3項第4号及び第5号に規定する書類について、口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとする。
- ク 規則第9条第3項第6号に規定する書類について、隣接する森林の土地の所有者と連絡がつかない場合など特別な事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させることとする。
- ケ 規則第9条第3項第7号に規定する書類について、市町村が条例、規則等に具体的に規定するものとする。
- コ 規則第9条第3項第1号から第7号までの書類が添付されなかったときには、届出書の形式的な要件を満たしていないことから届出書の提出が無かったものと運用して差し支えない。
- (3) 市町村の長は、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について、届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあっては全ての者）に対する長官通知3の(2)又は(3)の通知を行うものとする。
- (4) 長官通知1の(1)の「国若しくは地方公共団体」について、以下に掲げる独立行政法人等は、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通知）別紙の第1の4の(1)により、国又は地方公共団体とみなされ、法第10条の2第1項の許可制は適用されないため、事前の届出書の提出が必要であることに留意するものとする。
- ア 独立行政法人都市再生機構
ただし、次の場合に限る。
- ① 旧地域公団法第19条の4第1項の規定により事業実施基本計画について国土交通大臣の認可を受けた業務（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号）
- ② 機構法附則12条第1項第2号の業務のうち筑波研究学園都市建設事業及び関西文化学術研究都市建設事業
- イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- ウ 独立行政法人水資源機構

エ 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

- (6) 長官通知3の(2)の伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合は、原則としてその用途への転用が完了したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとし、伐採が行われているにもかかわらず当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年を経過しても当該用途に供されていない場合は、その後2年以内（当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して7年以内）に森林に復旧するよう造林の指導をするとともに、法第10条の8第2項の規定に基づく伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況についての報告書（以下「報告書」という。）の提出を求め、必要に応じて法第10条の9第3項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う等により伐採跡地の造林の適正化に努めるものとする。
- (7) 市町村が報告書の提出を受けた際には、報告書を提出した者が届出書を提出した者と同じであること（ただし、届出書が提出された後に相続、売買等を原因として届出書に係る森林について新たに森林所有者等となった者がいる場合には、報告書を提出した者が当該新たに森林所有者等となった者と同じであること。また、届出書において伐採をする者と造林をする者とが異なる場合には、報告書を提出した者が少なくとも当該造林をする者を含むこと。）、伐採及び伐採後の造林の実施状況が届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従ったものであること等について確認を行うものとする。
- (8) 長官通知4の(2)の「造林の期間の末日」とは、造林の方法が天然更新のときは、「5年後に適確な更新がなされない場合」に係る造林の期間の末日を含むものとする。

第2 無届伐採後の造林命令に係る留意事項

1 関係施策との調整等

市町村の長が、法第10条の9第4項第2号及び第3号に規定する事態の発生を防止するために、造林命令を行おうとするときは、市町村林務担当部局は河川管理者と事前に十分な時間的余裕をもって調整を行うものとする。

2 市町村の長の造林命令

- (1) 法第10条の9第4項第1号に規定する「土砂の流出又は崩壊その他の災害」は、造林を行わないことにより発生するおそれがあるものに限られ、造林を実施することのみによりそれらを防止し得るものではないこと及び「土砂の流出又は崩壊その他の災害」には、造林の実施如何にかかわらず発生するおそれがあるもの（土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害を含む。）が含まれないことに留意するものとする。
- (2) 法第10条の9第4項第2号において、「水害の防止の機能に依存する地域」とは当該森林の下流の河川においてピーク流量が増加することにより当該増加したピーク流量を安全に流下させることができない地域であり、同項第3号において、「水源の涵養の機能に依存する地域」とは他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として当該森林に依存している地域であることに留意するものとする。

また、法第10条の9第4項第2号及び第3号に規定する「水害を発生させるおそれ」及び「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、造林が実施されないことにより森林土壌の相当の部分が流出した結果として起こり得ることをそれぞれ「おそれ」があるものと判断されるものであり、現状においては、伐採前の森林が有していた水害の防止の機能、水源の涵養の機能を定量的に評価することは困難であること、造林が実施された場合も、流出した森林土壌を回復させるためには相当の年数を要することに留意するものとする。